



公益法人・一般法人の

理事

なら絶対知っておきたい

16 のポイント

鳥飼総合法律事務所



公益法人・一般法人の

理事

なら絶対知っておきたい

16 のポイント

鳥飼綜合法律事務所

目次

contents

第1章 知っておきたいガバナンスのポイント

- 1 ガバナンスが必要なのは公益法人だけ？ 4
- 2 選べる機関 選べない機関 6
- 3 理事会を置かなければならない？ 8
- 4 「移行してから考えよう」では遅い！ 10

第2章 知っておきたい理事の職務のポイント

- 5 辞めたのに役員責任を負う？ 12
- 6 「業務執行理事」とは何か？ 13
- 7 社員・評議員の疑問にこたえましょう 14
- 8 非常勤理事が多いなら内部統制は要検討！ 16
- 9 補欠の理事を選ぶときに注意すべきことは？ 18

第3章 知っておきたい理事会運営のポイント

- 10 招集手続は省略できる！ 20
- 11 出席できないときの工夫とは？ 21
- 12 利益相反取引には要注意！ 22
- 13 何を報告すればいいか？ 23
- 14 議事録に反対意見を書かないと… 24

第4章 知っておきたい役員責任のポイント

- 15 報酬はもらっていないのに損害は賠償？ 26
- 16 いつでも免除されるわけではありません！ 27

第1章

知っておきたい

ガバナンスのポイント

1

ガバナンスが必要なのは 公益法人だけ？

ポイント！

公益法人も一般法人も、基本的な部分についてのガバナンスのルールは同じです。

公益法人だけでなく、一般法人にもガバナンスは必要です。

■ 基本的なルール

まず、一般法人の設立、組織、運営及び管理、つまり、広い意味での「ガバナンス」については、「一般法人法」*が規律しています。

また、公益法人は、「公益認定法」**4条の認定を受けた一般法人をいいますから、公益法人のガバナンスも一般法人法により規律されている点は、一般法人と同様です。

つまり、一般法人も公益法人も基本的な部分についてはガバナンスのルールは同じです。

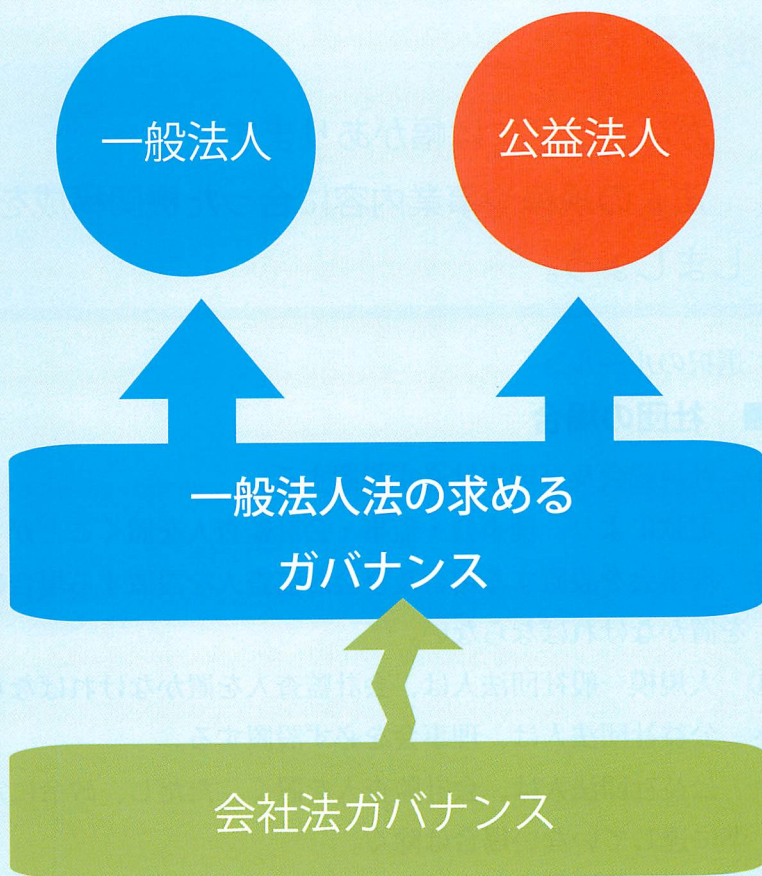
■ 公益法人のガバナンス

ただ、公益法人については、機関の構成などの点について、公益認定法によっても規律されており、一般法人と比べて厳格なガバナンスが求められているといえるでしょう。

* 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

** 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

■ 一般法人法におけるガバナンス ■



会社法と同様のガバナンスが、一般法人法により導入されました。

一般法人・公益法人の運営は、この一般法人法を基礎とすることになります。